

N o 4 6 9 7 / U B N D - K G V X

海外からの入国者に対する C o v i d 1 9 感染予防対策について

ハノイ市、2021年12月28日

宛先：

- － 保健局
- － ハノイ市公安局
- － ノイバイ国際空港
- － 各区・郡の人民委員会

2021年12月16日、保健省は海外からの入国者に対する C o v i d 1 9 感染予防対策に関する通達 1 0 6 8 8 / B Y T - M T を公布した。C o v i d - 1 9 予防対策の実施をするため、ハノイ市人民委員会は、各局、各区・郡の人民委員会及び関係機関に対して、以下の内容の実施を要請する：

1. 入国者に対して

1. 1 ワクチンを十分量接種済の入国者、又は C O V I D - 1 9 から回復した入国者

－入国日から最初の3日間：入国者は宿泊施設（自宅、ホテル、モーテル、リゾート、生産施設など）で自分の健康状態を自己監視して、宿泊施設を出たり、周りの人と接触したりすることはできない。規定に従って、管理及び S A R S - C o V - 2 検査を受けるために、入国者は主体的に宿泊先の保健センターに連絡して医療申告を行うこと。

－入国後3日目に S A R S - C o V - 2 検査を行う。S A R S - C o V - 2 検査結果が陰性である場合、引き続き14日間で健康観察を行う。陽性の場合、規定に従って対策を講じる。

1. 2. ワクチン未接種者、または C O V I D - 1 9 ワクチンを十分に接種していない入国者の場合

－入国後7日間宿泊場所で隔離をして、3日目及び7日目に S A R S - C o V - 2 検査を受ける。S A R S - C o V - 2 検査の結果が陰性であった場合、引き続き14日間で健康観察を行う。陽性の場合、規定に従って、対策を講じる。

－18歳未満、65歳以上、妊婦、基礎疾患のある（ただし、医療施設での監視と治療は行わない）入国者の場合、保護者・介護者と隔離することができる。この介護者は、C O V I D - 1 9 ワクチン全量を接種しているか、C O V I D - 1 9 から回復している必要があり、C O V I D - 1 9 感染のリスクについて説明された後、自発的に自己隔離するという誓約書に署名する必要がある。入国者と同様に、C O V I D - 1 9 感染予防に関する検査と規制の要件に厳密に準拠しなければならない。

1. 3 入国者に対する一般要請

－入国者は常に5K、特にマスクの着用及び間隔維持をすること。

－入国者の入国ゲート（空港）から宿泊場所までの移動中は、5Kを厳格に実施し、途中の停車、駐車を制限する。途中の停車、駐車を制限するが必要な場合、C o v i d - 1 9 対策をしっかりと実施しなければならない。

ー入国者は、規定に従って管理・SARS-CoV-2検査を受けるために、自主的に宿泊場所の保健センターに連絡して医療申告をすること。かつ、通達10688/BYT-MTの規定を厳格に実施すること。

2. 保健局

医療部門の関連機関に対して、2021年12月16日付保健省通達10688/BYT-MTの内容の実施を指導し、入国者の隔離の実施に当たっての課題に関する解決策をハノイ市人民委員会・保健省による報告・提案して、検討・承認を受ける。入国者に対するCovid-19予防対策・隔離・SARS-CoV-2検査の案内を行う。

3. ハノイ市公安局

各区・郡・町・村の公安に対して、関連機関と協力して入国者の空港から宿泊先までの移動を緊密に観察して、予防対策上のセキュリティ・安全を確保する。

4. ノイバイ国際空港

直属部局に対して、規定に従って公安・医療の部隊と協力してノイバイ国際空港での入国者に対する検査・確認を行う。入国者が咳・熱・呼吸困難・異常等がある場合、直ちにハノイ疾病予防センターに通報して規定に従って対策を講じる。

5. 各区・郡・町・村の人民委員会

本通達1.に規定されている入国者の隔離・健康観察・自宅（宿泊先）医療隔離及び隔離後の医療的観察に関する責任を負い、対策が実施されることを確保するとともに、隔離中の感染拡大及びコミュニティへの感染拡大を発生させない。

本通達の1に定められる対象者に対するSARS-CoV-2検査の実施を指導する。陽性の場合、規定に従って対策を講じる。

実施段階において、ハノイ市COVID-19対策指導委員会へ迅速に報告・困難解決の提案をする。

本通達は、2022年1月1日以降入国する方を対象とする。既に入国した者又は隔離・医療観察期間中の者には適用されない。

ハノイ市人民委員会は、各局・各業・各区郡町村の人民委員会に対して本通達の厳格な実施を要請する。

人民委員会の代表

人民委員長代理

副人民委員長